

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

＜地域振興部、観光局、水道局、教育委員会＞

開催日時 平成29年9月28日（木） 10:02～13:20

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

小泉 米造 委員長

清水 勉 副委員長

亀田 忠彦 委員

山中 益敏 委員

田中 惟允 委員

西川 均 委員

田尻 匠 委員

太田 敦 委員

山本 進章 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 一松 副知事

辻本 総務部長

村田 地域振興部長

森田 観光局長

西川 水道局長

吉田 教育長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 議第60号 平成29年度奈良県一般会計補正予算（第1号）

＜会議の経過＞

○小泉委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

西川委員が少しおくれるとのことですので、ご了承よろしくお願ひします。

理事者におきましては、塩見教育次長が欠席ですが、座席表は修正していませんので、ご了承願ひします。

これより質疑に入ります。

その他の事項も含めて、質疑等があればご発言願います。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して明確、かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

また、マイクをできるだけ近づけて答弁していただきますようお願いいたします。

それでは、発言をお願いします。

○山中委員 それでは、私から2点お聞きします。

まず初めに、今回予算審査特別委員会にも付託された議案ですが、(仮称)奈良県国際芸術家村についてお尋ねします。

本事業が今回、補正予算として計上されたわけですが、その必要性について、お聞かせいただきたいと思います。

次に、本事業の整備基本計画の中で、導入すべき機能として、歴史文化資源活用、文化資源交流、人材育成機能などをはじめとした6つのテーマを掲げておられます。本県の国宝や重要文化財などの保存修復や後継者の育成などを図ることを目的に整備しようとしている「文化財修復・展示棟」が、重要な施設であると思っています。

これまで奈良県においても宮大工の県職員ということで、現在も9名近くの方が実際に在職をされているとお聞きをしていますが、この制度によって、奈良のすばらしい寺社建築技術が伝えてこられたのかと思います。

そこで、この「文化財修復・展示棟」の整備に当たって、現在の検討状況をお聞かせいただきたいと思います。

○大山国際芸術家村整備推進室長 まず、(仮称)奈良県国際芸術家村整備の補正予算の必要性ということでした。

(仮称)奈良県国際芸術家村整備事業は、平成28年12月にご報告させていただいた基本計画に基づいて整備を進めているところです。

平成29年度、補正予算で上げさせていただいた8億9,000万円の事業については、今年度行っている建築設計に基づいて、平成30年度着手予定の建築工事、あるいは駐車場設計に係る予算について、国の交付金の確保ができましたので、予算の計上させていただいたものです。

2点目の、「文化財修復・展示棟」の検討状況ですが、現在、天理市や美術工芸品の修復を担う団体、企業などと、文化財修復現場の公開あるいは解説などに係る意見交換を実

施しています。「文化財修復・展示棟」には、建造物を扱う県文化財保存事務所、埋蔵文化財を扱う天理市文化財課、あるいは美術工芸品を扱う民間企業等の移転を予定しており、それに対する意見交換を現在行っているところです。

また、ユネスコ・アジア文化センターとも連携した文化財の保存修復にかかわる国際的な人材育成のための研修などの実施についても検討を重ねているところです。

これらを通じて、県文化財保存事務所、天理市文化財課、関係する団体とともに、文化財の保存、修復や保護者の育成についてももしっかり取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○山中委員 補正予算の計上の必要性については、今回、造成工事、駐車場等といった工事の設計がまとまって国の補助が確定し申請をされたということで、わかりました。

それと、この建物が、今は検討中ということですが、保存の修復や後継者の人材育成をやっていただけるということですので、こうした先人から伝えられてきた、人類にとって宝と言っている国宝や重要文化財をしっかりと未来に引き継ぐ意味でも、この伝統技術の継承は大変重要だと認識していますので、人材育成などに、より充実した取り組みを展開していただきたいと思いますので、要望しておきます。

次に、この（仮称）奈良県国際芸術家村の施設整備について今後どのように進んでいくのか、それから今後の建築にかかわる設計工事の費用と、この村がオープンするまでのスケジュールについてお聞かせいただきたいと思います。

○大山国際芸術家村整備推進室長 山中委員がお述べのように、現在、建築設計を進めており、平成30年度からの建築工事の着手を目指して進んでいるところです。

先ほども述べましたが、現在、上げている補正予算については、来年度からの建築工事、駐車場設計等に係る設計費に係りまして国の交付金が認められましたので、補正予算をお願いするものです。

工事を進め、平成33年度の開村を目指して、平成32年度中に整備が終了するように頑張っていきたいと考えています。以上です。

○山中委員 整備基本計画に、現時点における概算事業費が95億円と書いています。これは造成、建築の費用が含まれた金額かと思います。大変大きな金額で県民の皆さんも非常に高い関心をこのプロジェクト事業には持っておられるのかと思います。

そうした意味からも、やはり投資額に見合うだけの十分な効果についても検証の必要があらうかと思いますが、また、国の交付金なども活用しながらやっていると

うことですので、こういった点もしっかりと聞かせていただきたいと思います。

この（仮称）奈良県国際芸術家村の整備については知事にも質問させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それと、もう1点、今、日本を訪れる外国人の数が、2017年上半期で昨年の同期に比べて17%増の約1,375万人に上っているということで、年間を通してみますと3,000万人を越すのではないかと、予測もされているところです。

訪問先も、従来の東京、大阪、福岡といったゴールデンルートだけではなく、都市部から地方へ海外の方の周遊が始まっていると聞いています。そうしたことから、地方に誘客をすることが極めて重要だと考えています。

そこで、訪日教育旅行についてお聞きします。この訪日教育旅行の目的の一つに、外国の若者に日本の魅力を知ってもらいたい、また訪れたいと思ってもらうことがあり、受け入れ地域におけるリピーターの獲得にも資する事業だと思っています。

さらに、訪日教育旅行は、海外の児童生徒が日本の学校を訪問する場合に、日本の児童生徒が海外に行かずとも異文化を直接体験したり、また国際理解を深めることができる。そして、海外の学校の生徒と交流することで、日本の生徒が海外へ興味を引かれるだけでなく、生きた外国語に触れる機会にもなるという点で、教育上の観点からも非常に意義が大きいということで、従来の修学旅行と教育旅行とは区分をされているという認識を私自身は持っています。こうした若いうちからの国際交流は、日本の新しい姿を先入観なく受け入れていただくためにも、また、国際相互の理解を増すということでも非常に大事だと思います。

そうした認識のもとで今、国では、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」の中で、2020年までに、この訪日教育旅行の受け入れ数を2013年の約4万人から1.5倍にふやそうという非常に意欲的な目標を掲げて取り組んでおられます。

そこで、本県における訪日教育旅行への取り組み、そして学校の受け入れ状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○山中観光プロモーション課長 奈良県での訪日教育旅行の状況をご報告します。

現在、奈良県の取り組みとしては、国で実施しているビジット・ジャパン地方連携事業を活用して行っているところです。関西各府県と連携して、海外の学校関係者や旅行会社を招く、招請事業や、特に台湾など海外現地での商談会に参加するなど、奈良県への誘致促進を図っています。

直近4年分の実績ですが、台湾をはじめアジア各国を中心に、平成26年度は受け入れ学校数が19校、人数は589人でしたが、平成27年度は29校、1,163人。平成28年度は27校、911名。平成29年度は、年度途中ですけれども、4月から8月で17校、512人と、非常に順調に増加しています。

受け入れ校の感想としても、非常に喜んで受け入れていただいております、この取り組みについて非常にご理解もいただいております。これからもしっかりと取り組んでいきたいと考えているところです。以上です。

○山中委員 数字的にも少しずつですが伸びてきて、特に平成29年度はまだ4カ月しかたっていない中で17校の受け入れで512名ということですから、単純に3倍するとかかなりの数になると期待をしています。

そして、この訪日教育旅行の受け入れを現場も喜んでいただいております、これからもふやしていくというご答弁でした。これについて少し触れておきますと、実は長野県がこの受け入れに取り組む成功事例ということで、よく理事者の方は聞かれるかと思っております。長野県では、この訪日教育旅行については東京に次ぐ第2位の受け入れ実績で、平成16年度から平成25年度の10年間で、台湾、中国、シンガポールなどから延べ642団体、2万5,950人の受け入れを既にしており、平均、年間2,700人近い方が来られているという実績です。

そこで、今後の、奈良県の訪日教育旅行における受け入れ促進の具体的な取り組みがあれば教えていただきたいと思っております。

○山中観光プロモーション課長 私どももやはり受け入れ校の特色をしっかりと生かしたい、また、喜んでいただきたいということもありますし、日本の始まり奈良をしっかりと意識していただきたいということもあります。

それを意識した展開としては、現在、明日香村で、これは民家ステイ的なものですが、体験を通じた宿泊のプランを提供しています。

各学校もただ単に授業を一緒に受けるだけではなくて、いろいろな日本文化の体験も取り込んだりして、日本文化と学校交流を合わせた形で進めていますので、それを中心にしっかりと伸ばしていきたいと考えています。以上です。

○山中委員 明日香村で民泊も含めて、また学校では奈良でしか味わえないことも含めてやっていただくということで、理解をさせていただきました。

そうした中で、今、コーディネートの方を1名配置されて、訪日教育旅行についてはし

っかりと当たっていただいているということです。もちろんこれは来ていただく先にも行かれて、プロモーションを含めてやっていただいていると思うのですが、通訳をされる方の必要性もあるかと思うのです。そういう意味で、生徒にとってはいい機会だと思いますので、また日本に来たいというリピーターになっていただける印象をしっかりと残していき、そんな訪日教育旅行を展開をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問は終わります。

○山本委員 今民泊の話が山中委員から出まして、明日香村も出たということで、私もその点も含めて3点を質問させていただきます。

今回の代表質問で民泊の質問をしました。住宅宿泊事業法の制定を受けて、県では民泊サービスの推進にどのように取り組んでいくのかという質問でしたが、知事の答弁は、もろもろの詳細を答弁していただきながら、最終的には、地域の特性とともに県条例対象の市町村の意向も踏まえた上で、12月議会上程と3月施行をめどに、この条例をつくるという答弁でした。

代表質問での知事答弁の中で、12月の上程を目指している条例についてどのように考えておられるのか、お伺いします。

○中西ならの観光力向上課長 民泊に関する条例制定についてのご質問です。

知事が答弁させていただきましたとおり、住宅宿泊事業法の規定ですが、民泊については、180日を限度に営業できると定められていますが、特に騒音の発生、その他の事象による生活環境の悪化を防止するために、都道府県が、法律で180日とされている民泊サービスを実施する期間を、条例により短縮することができるかとされています。県においても、奈良市については保健所設置市の奈良市がやりますが、それ以外の市町村については県の条例で定めることができるとされていますので、その内容についての検討を進めているところです。以上です。

○山本委員 日数について180日の日数を短縮する方向で考えていると受けとめていいのですか。

○中西ならの観光力向上課長 まず、区域を定めて期間を短縮するということですので、考えているのは、区域を定めて営業できる期間を定めるための条例です。

○山本委員 条例で詳細を決めて、今度、上程されるということですが、質問をさせていただいたときに、東京の大田区では民泊特区を決めて、民泊の利用者にタオルやシャンプー

ーがセットになった温泉手ぶらセット引きかえ券を配布する事業や、多言語マップを作成し配布するという試みをされていますし、沖縄県では、教育旅行の民泊ということで、そこでは今もコーディネーターを1人配置され、受け入れ民家を対象とした講習会の実施など、受け入れ体制をきちんと整備して、安心安全で教育価値の高い教育旅行の提供を沖縄県では図っているということですのでけれども、そのような内容をこの条例に組み込む予定かどうか、気持ちはないでしょうか。

○中西ならの観光力向上課長 条例で決められる部分がある程度限定されており、そういう点について入れられるかどうか、政省令等が示されていない部分がありますので、しっかり考えていきたいと思えます。

○山本委員 そういうところを、よく検討していただきたいということなのですが。

そこで、今お話が出ました明日香村ですけれども、以前より受け入れを民泊でやっておられるのですけれども、民泊で営業をしていくことは、旅館業法の宿泊の規定が厳しくなかなか難しいと。奈良県として、明日香村がやっている民泊の受け入れを法的にも認めていただきたい、そういう条例をつくってほしいという陳情が以前より来ていたわけですがけれども、住宅宿泊事業法によって、明日香村の宿泊施設の受け入れ体制は、法的にクリアできるのででしょうか。

○中西ならの観光力向上課長 明日香村の民家ステイについて、今、旅館業法という枠組みではなく、体験という形で受け入れをされています。これについて、住宅宿泊事業法の適用になるかは、個々の、お泊まりになっている家の状況等によると思えますので、登録の申請をいただき、個々の審査で適用できるかどうかの判断になると思えます。

○山本委員 この際ですので、明日香村商工会がやっていると思うのですけれども、事務局とよく話し合っていて、今では物すごい人数で、明日香村だけでは受け入れられないので、高取町や橿原市や桜井市の人たちにも受け入れをお願いをして、体験の形で民泊をしていただいているのです。将来のことを考えたら、体験だけではなく、住宅宿泊事業法の中で、全体の人たちがそこで当てはまるような枠組みを設定していただくように、強く要望をしておきたいのですけれども、森田観光局長にその要望に対してお答えいただけないでしょうか。

○森田観光局長 山本委員のご指摘のとおり、明日香村から高取町、桜井市まで含めて民家ステイの実践が広がっているのは認識しています。商工会、あるいは地元の役場と今の取り組みを助長するように、うまく後押しできるような形で制度との整合を図っていき

と思います。十分、地元の商工会、役場と意思疎通を図っていきたいと考えています。以上です。

○山本委員 ぜひよろしくをお願いします。

2点目ですけれども、県立大学のシニアカレッジについて、過去の実績と、現在どのような運営をされているのか、教えていただきたいと思います。

○川上教育振興課長 県立大学のシニアカレッジですが、平成26年度から開講しており、現在4年目になっています。

登録人数が、受講者の数字なのですが、講座は最大2講座まで受けていただけるので、延べ人数で、平成26年度が492人に受講していただいたのが、年々増加し、平成29年度は817人の方に受講していただいている状況です。

今年度は、奈良市にある県立大学と、中南和分校として、11月までは桜井市まほろばセンターで、12月以降は橿原市の県社会福祉総合センターで実施しています。

高校の教科書をベースとした現代文などの5講座、中学の教科書をベースとした英語の講座など6講座をそれぞれ開講して、現在、延べ817人の方に受講していただいている状況です。以上です。

○山本委員 実は昨年、このシニアカレッジの入学式と卒業式に両方参加させていただいてご挨拶をしたのですが、そのときの雰囲気、ムードが物すごい熱気にあふれて、高齢者の人たちが意欲を持ってここに参加されているのだなど、初めて目の当たりにして、自分もその年になっていくのですけれども、これほど意欲的に勉強する気持ちになるかなという思いをしたのですけれども、とにかくすばらしかったというのが実感です。今年度もたくさんの方が来ておられ、大変いい事業をされていると思っていますので、今後も、南和は県社会福祉総合センターでしていただいているということなので、北と南で、これもさらに広げていただいて、これからも高齢者の意欲を駆り立てて、すばらしい事業にしていただきたいと申し上げておきます。

3つ目ですけれども、自然エネルギーの関係で、電気自動車は県庁前にも充電場所があるのですが、県内で、人口の多い北和はだんだん設置されていると思うのですが、南和も含めて現在どのような設置状況か、お伺いします。

○宇都宮エネルギー政策課長 現在の県内における電気自動車用充電器は、最新のデータで、一般の方が利用可能な急速充電器は75カ所、76基、普通充電器が145カ所、171基が設置されています。山本委員お述べのように、どちらかというと北中部中心に整

備されている状況です。

○山本委員 電気自動車の充電場所は、南和地域では今、計画をされている部分はあるのでしょうか。

それともう1点は、先日開通した京奈和自動車道の御所パーキングエリアには充電場所があつて、北のほうへ来れば橿原のイオンにはあるのです。ちょうど真ん中の御所南パーキングエリアに充電場所があればいいのにと問い合わせが来たのですけれども、あそこへの設置も考えておられないかを含めてお伺いします。

○宇都宮エネルギー政策課長 県においては、国の指導に基づいて、平成25年9月に奈良県次世代自動車充電インフラ整備計画を策定し、これに基づいて国の補助等が活用されている状況です。

昨年度、国から現行計画の見直しの指示があり、地域間の整備密度に相当なばらつきがあるということで、これに基づいて国で方針が示され、特に急速充電器の設置については、主要道路上で急速充電器間の延長距離が30キロメートル以上離れる区間、これを空白地域と呼んでおり、これらの整備、それと道の駅やパーキングエリア等ドライバーの利便性の高い場所、これらを重点的に整備するなどの方針が示されて、本県においてもことしの3月に見直し後の計画を公表したところです。

この計画の中で今後新たな整備を目指す箇所として、国の整備方針に基づいた空白地域の解消、主に南部東部になりますが、利用者の利便性の向上の観点から、空白地域にある大塔、十津川、川上、上北山、黒滝、大宇陀の6カ所の道の駅、それらに設置しても、なお30キロメートル以上の空白地域が残る中間地点付近の公共施設等として東吉野村役場、五條土木事務所の工務第二課、下北山スポーツ公園の3カ所、この9カ所について空白地域解消のための整備目標としています。

さらに、ドライバーの利便性の向上という観点から、山本委員お述べの京奈和自動車道の御所南パーキングエリアを加えて計10カ所を整備の目標対象としています。

現在、この10カ所のうちの6カ所、道の駅ですと大塔、十津川、川上、上北山、黒滝、それと下北山スポーツ公園で既に設置場所を提供して、民間事業者による整備が行われる予定です。

ご質問にもありました御所南パーキングエリアの設置については、この計画にも掲げていることもあり、御所南パーキングエリアに御所市が今、整備している地域振興施設、御所の郷への併設等が考えられないか、御所市へ働きかけをしているところです。以上です。

○山本委員 御所南パーキングエリアへの設置について御所市に依頼をしているのですが、協議を重ねて設置をしていただくようお願いしたいと思います。

あわせてお願いですけれども、やはり南和の道の駅や公園で10カ所予定をされていますけれども、北和も含めて、これの設置場所の認識が県民は足りないのではないかと。あるということを知り得る方法が余りないということで、県民だよりなどで、電気自動車の充電器の設置場所を県民に対して認知していただくような方策を考えていただきたい。それをあわせて要望して、質問を終わります。

○梶川委員 では、1点だけ質問します。

医療的ケア児についてです。医療的ケア児とは、鼻から管を入れて栄養分を送ったり、たんの吸引をしたりしなければならぬ子どものことですが、これについては、保育所の場合には努力義務で受け入れなさいというのがあって、きのうもここで質問をしたら、市町村で申し出たら受け入れてくれることになっているという答弁もいただいたのです。教育委員会のほうは幼稚園、あるいは学校があって、特に学校の場合、なかなかスクールバスに医療的ケア児が乗れない課題があって、それを前回質問をしたのですけれども、市町村の場合、教育委員会に就学指導委員会があって、そこで状況を見て、受け入れるとなっているようですが、県としてこれらの受け入れの基本的スタンスというのか、インクルーシブ教育という見方もあるし、それから奈良県の場合は、42人の子どもがバスに乗っていないということですが、県の基本的スタンスを聞かせていただきたいと思います。

○深田学校教育課長 医療的ケアの必要な児童生徒の小・中学校への入学にかかわってのご質問です。

一般質問で吉田教育長が答弁をさせていただいた中に、実態把握ということがありました。実態把握をする中で、現在、小学校で特別支援学級へ通いながら、医療的ケアの必要な児童が通っている状況は、5つの市で7名在籍しています。

各市では、国の事業を活用したり、また、市単独の予算措置等により看護師を配置しているところでは、

なお、中学校においては、医療的ケアを必要な生徒は在籍していません。

特に小・中学校で医療的ケアを必要とする児童生徒を受け入れるためには、教員の専門性の確保や看護師配置等の体制整備の課題に対応することが求められています。このことから、市町村教育委員会に対して医療的ケアの内容や配慮事項等について、専門である特別支援学校の相談を受けるように勧めたり、また、看護師の配置については国の事

業、これは3分の1補助の事業ですけれども、こういった事業を積極的に活用するように働きかけているところです。

なお、小・中学校への就学については、梶川委員お述べのように市町村教育委員会が就学指導委員会を開いて、児童生徒の障害の状況や本人の教育的なニーズのほか、本人や保護者の意見及び医学や心理学の専門的な見地などを踏まえた総合的判断により、就学先を決定することとなっています。

県としては、市町村教育委員会に対して丁寧な就学相談を行うように指導をしているところです。

医療的ケアを必要とする児童生徒が、地域の小・中学校を学びの場とすることができるように、実態調査等をもとにして、今後も研究を進めてまいりたいと考えています。

○梶川委員 よくわかりました。

やはり奈良県も課題を持っています。42人の子どもがバスに乗っていないというのは、親が車で送り迎えを全部しているわけです。私は地域の学校へ行けるようにしたら、幾分か解消できるのではないかということと、インクルーシブ教育も踏まえて、ぜひ親が地域の学校へ、学級、支援学級で学びたいということがあった場合には、それらをできるだけかなえるように努力をしてほしいと思います。もちろん、看護師やいろいろな形で問題はあると思いますが、障害児が一般の学校を求めた場合には、施設を整備したりして、受け入れる努力をしなければならないと思いますので、ぜひそういう点に取り組んでいただきたいと思います。最後、要望にして終わります。

○太田委員 私からも数点質問させていただきます。

まずは、先ほどもご質問がありました（仮称）奈良県国際芸術家村整備事業で、今回、8.9億円の補正予算が計上されています。以前の予算審査特別委員会でも、この問題で質問させていただいたのですが、今、この奈良県の文化財の修復のための後継者については、不足している課題などをお伺いして、県の文化財の修復は、現在7品目やられているということでした。

今回できる（仮称）国際芸術家村に、この全ての品目が入るわけではなく、これから検討していくというご説明で、その後、専門家や県の職員など、いろいろな方にご意見を聞いていく中で考えていくというお話でしたけれども、現在、どのように考えていらっしゃるのか、その点について、まずお伺いをします。

○名草文化財保存課長 今年度に入り、文化財修復のために必要な宮大工、屋根工、金具

工、左官、彩色工、建具工、畳工などを直接訪問し、聞き取り調査を行ってきました。その結果、どの業種においても程度の差こそあれ、後継者不足の問題に直面しており、とりわけ大きな会社を構えて行う業種よりも、個人事業主が多い業種について、その問題が顕著であるということが改めてわかってきました。県においても、文化財修復に係る後継者育成は重要な課題と従前から認識しており、昨年度からは、県立高等学校の生徒を対象にインターンシップを行い、参加した生徒からは強い関心を持たれています。一定の手応えを感じているところです。

また、(仮称)国際芸術家村の基本計画において、伝統技能の継承のため後継者育成を行うこととしています。調査結果も踏まえ、現在、地域振興部とも連携して育成プランの検討を行っているところです。

○太田委員 全てのこの後継者において、程度の差はあれ、非常に厳しい状況にあると伺いました。先ほど、金具工や、畳工や彩色工、左官、建具工などいろいろお示しをいただきましたけれども、この全てがこの拠点に入るわけではないということは、現在も変わらないのでしょうか。再度、確認します。

○名草文化財保存課長 先ほども申し上げましたとおり現在検討中で、相手の業界の対応もあるものですから、全てが入る状況ではないと思われれます。現在のところ、8工種を調査予定で、そのうち5工種まで済んでいるところで、これから調査を深めて、育成について考えていきたいと思っています。以上です。

○太田委員 この(仮称)国際芸術家村で、現在、懸案となっている文化財の保存に関しては、まず、奈良県でどのような文化財保存をこれから行っていくのかが前段にあって、その上で、必要な建物がどういうものであるのかが本来のあり方ではないかと思うのです。今回、にぎわいづくりということで、いろいろな付属する機関もあり、その後で何が入るのか、これから検討するというのは、順序が違うのではないかと思っています。

それと、もう1点は、今回、95億円の予算をつぎ込むということですがけれども、その中には、民設民営でホテルを建設するという計画があります。集客の見込みや経済効果、これだけの投資で運営をやっていけるかどうかという根拠については、どのようにお考えなのかお伺いします。

○大山国際芸術家村整備推進室長 (仮称)国際芸術家村の集客見込み、あるいは経済効果についてのご質問です。

この(仮称)国際芸術家村の集客見込みについては、現在まだ設計・計画段階ですけれ

ども、一定の見込みの方法として、同種の施設の集客状況、道の駅もありますので、立ち寄り状況などから積算して、目標として、年間55万人を目指したいと考えています。

さらにそれに基づき、産業連関表で経済効果を試算したところ、年間18.6億円の経済効果という形で、出させていただきます。これを目指して、施設の充実に努めたいと考えています。

○太田委員 今回、補正予算で、この8.9億円という金額を採決する際に、その根拠をぜひ確認しておきたいと思っておりますので、今おっしゃられた根拠となる資料をいただきたいと思うのですが、小泉委員長、よろしいでしょうか。

○小泉委員長 資料要求があるのですけれども、どうですか。

○大山国際芸術家村整備推進室長 提供させていただきます。

○太田委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○小泉委員長 では、お願いします。

○太田委員 この問題については、あす、総括審査で知事に質問させていただきたいと思っております。

あわせて、きのう言い忘れたのですけれども、大和川流域における総合治水の推進に関する条例に関しても、知事にお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、県立大学について、これも今回、コモンズ棟を建設するという事で補正予算を計上されており、先日、県立大学に行ってきました、本当に老朽化対策やリニューアルが大事だと思ったのです。県外からもたくさんの学生が来られていることに、びっくりしたのですけれども、今、いただいた資料を見ると、奈良県から91人の学生が来られ、京都府から119人、大阪府からも177人と、結構県外からもたくさん来られているということです。県立大学ですが、全て県民の皆さんにというわけにはいかないのですけれども、その点のバランスで、できるだけ多くの県民の皆さんに学んでいただくのが本来のあり方なのかと思うのですが、その点についてお伺いします。

○川上教育振興課長 県立大学の入学生の状況は、太田委員お述べのとおりですけれども、中期目標においても、県内生徒の受験者数をふやすことが重要と考えており、県からも効果的な取り組みを求めているところです。

県立大学においては、学長や事務局長による、県内高校への訪問、県内高校や入試ガイダンスで模擬授業の実施、オープンキャンパスや大学説明会などに取り組んでいます。

受験者数ですが、直近4年の受験者数でいうと、毎年100人を超えるなど、取り組み

の効果はあらわれていると考えています。やはり、県内受験者数の増は、地道な取り組みが効果的と考えていますので、県立大学に対して、引き続いて継続した取り組みを求めていきたいと考えています。以上です。

○太田委員 県外から来られた方が、今どういう傾向になっているかという、地元に戻って就職するとお聞きしました。主な就職先を見ていると、それぞれの地元で公務員として働いている方もたくさんいらっしゃるということです。県外から奈良県立大学に学びに来られ、また県外で就職されるということになっているようですので、やはり県民の皆さんに学んでいただいて、県内で就職していただく一つの拠点として発展していただくことが望ましいのかと思いますので、地道な努力ではあると思うのですが、求めておきたいと思います。

今回、県立大学において、「平成28年度公立大学法人奈良県立大学の業務の実績に関する評価結果」で、平成28年度計画で、リカレント教育中心の相談員の配備について検討するとされていたが予算計上に至らなかったため、キャリア・サポート室による対応を継続するとともに、次年度の予算計上に向けてさらなる検討を進めていくことが必要であると、課題として上げられていますけれども、今後、県立大学としてどのようにお考えなのか、お伺いします。

○川上教育振興課長 県立大学の取り組みについて、県として、中期目標においても、リカレント教育を中心に担う相談員の配備を検討しています。太田委員お述べのように、県立大学評価委員会から、そのような評価であったのですがけれども、県としても、中期目標の達成のためにどのような取り組みをしていけばいいのか、どのような支援をしていけばいいのかについても、引き続いて検討していきたいと考えています。以上です。

○太田委員 課題として上げられていますので、卒業生や、あるいはシニアカレッジも非常に盛況だということですので、ぜひこうした取り組みも進めていただきたいと思います。

最後に、地元のことです恐縮ですが、県立高田高等学校がもうすぐ100周年を迎えるということで、先日、耐震化の状況を見てきました。本当に古い校舎で、それもまた趣があっているのかとも思うのですがけれども、一方で、トイレが非常に古く、衛生面でも看過できない状況だと思いました。今回、耐震化が行われているのに、トイレの改修は行われずに現在進められている。プールが故障中で使えない状況も、現在も変わっていない、その点についてどのようにお考えなのか、お伺いします。

○中西学校支援課長 高田高等学校のトイレについて、お答えさせていただきます。

トイレ等設備をはじめ、学校の施設については、全国的にもかなり老朽化が進んでいます。本県においても、築30年を超える県立高校が、全体の約7割に上ります。

この老朽化への対応が課題となっていますが、政府では、インフラ長寿命化基本計画で、平成32年度までに、個別施設ごとの長寿命化計画を策定することとしています。これに向けて、各学校施設の劣化状況等、詳細に基本情報を整理した上で、専門家の点検等により、施設の現状の詳細を確認しながら、老朽化に対応する個別施設計画を策定していきたいと考えています。その中において、高田高等学校をはじめとした県立高等学校のトイレについても、効果的な老朽化対策を講じてまいりたいと考えています。

緊急性のある老朽化箇所については、トイレも含めて施設設備の維持修繕の工事として随時対応しています。今後も、学校へのヒアリングなどを通じて、必要箇所を把握し、学校とも協議しながら、予算の範囲内でできるだけの対応をしてまいりたいと考えています。以上です。

○太田委員 いろいろな学校を見させてもらったときに、老朽化対策と耐震化はセットで行われているところが多く見受けられたのですが、先ほどのご答弁では、あくまでも今は、耐震化工事ということで、老朽化対策は、そこに高田高等学校が含まれるかどうかわかりませんが、その枠組みの中で今後検討されると聞き取らせてもらいました。今ここで、高田高等学校ができるかについては、答弁するのが難しいと思うのですが、ぜひ、現場の状況も見ていただき、改善していただきたいと思います。

この高田高等学校のプールとトイレの問題ですが、県立高田高等学校で、障害者水泳の国際大会で活躍する生徒が水泳部で頑張っているのだけでも、学校のプールが故障で使えないという投書が私のところに届きました。この生徒は、現在、大学に進んでおられて、そこでもまだ水泳を頑張っているということですが、現在、部活も近隣の中学校を借りて練習しているということです。

先日、高校生議会で、高田高等学校から質問や意見書決議で提案がされました。学校の先生を目指されている方がいらっしゃって、熱心に取り組んでおられます。吉田教育長も答弁していただいたのですが、その中で、生徒に励ましの声をかけてもらったことに非常に感激したと、校長先生からもお聞きしまして、本当に真面目に学校の先生になろうとして頑張っているのだなということを実感したところです。

プールは現在必修ではないということですが、やはり教育コースを掲げている以上は、そういったこともしっかりとカリキュラムに入れていただき、本当に教育を目指す

子どもたちが高田高等学校に行こうと思ってもらえるような学校へと進めていただきたいと思います。以上です。

○田尻委員 それでは、何点か質問します。

(仮称) 国際芸術家村についてお尋ねします。

こうして議論が多くなされることによって、皆さん方の関心や、あるいは興味を含めて、皆さん方にこれに取り組んでいただくことは大変よいことだと思っていますので、存分に県議会を中心としながら議論を進めていただきたいと思います。

その一端として、先ほどから各委員が、いろいろな角度から芸術家村について質問をされましたが、いよいよ具体的に実施設計及び来年度から工事が始まろうとしています。あの地域は、いろいろな数々の地域的な規制、法律的な規制でかなり縛られているように認知をしていますが、この点について想定内なのか、思わぬところに思わぬ法律の規制があったのか、あるいは近隣の方の合意やいろいろなご意見が想定外に出てきたということが、あるのかないのか、この先の見込みや方向性についてお伺いをします。

2点目は、この施設をつくることより、いい意味でにぎわいを維持することの方が大変難しいと感じています。それがゆえに、魅力のある施設とともにたくさんの皆様方に来ていただける仕掛けづくりをしていかななくてはならないと思っています。道の駅をつくっただけ、展示をただけ、これでは先ほどからおっしゃっておられる年間55万人の人が来るとするのは、大変厳しい目標だと思います。その点について、具体的にいろいろな仕掛けや思いを含めて、どのように取り組んでいこうとしているのか、改めてお伺いします。

○大山国際芸術家村整備推進室長 1点目の、当該地の規制状況等、進行状況ということですが。当該地は、自然公園法や風致地区条例、地区計画等により規制がかかっている地域です。許認可に当たっては、天理市、県、関係者とが密接に連絡をとり合い、現在、手続を進めているところです。あと、地元に関しても、説明会を複数回行うなど、地元の理解を得ながら順調に進めています。

現在、当該地の造成の実施設計を進めており、今年度中に事業着手の予定で、そのための地元説明会の開催等も進めているところです。建築についても、基本実施設計を現在進めているところです。許認可等の手続に当たっては、県、市、関係者と連絡を密にして進めており、現在のところ、特に大きな問題は発生していません。今後も引き続き関係者一丸となって、平成32年度中の完成を目指して、工事の進捗に努めたいと考えています。

2点目の集客に関する仕掛け等についてです。

ハード整備を進めると同時に、内容についても進めていきたいと考えています。文化財修復の関係者、関係機関、あるいはその周辺の方々、県の内部等と意見交換をして、この中で、どのようなものを展示して、どのような形で進めていくかという話し合いも進めているところです。

あわせて、ソフト事業として、中でどのような展示をしていくのか、どのような施設活用をしていくのかについても、委託事業として現在検討を進めているところです。検討すると同時に、関係者等々の意見を伺いながら、にぎわいづくり、魅力ある施設づくりについて検討を積み重ねていきたいと考えています。以上です。

○田尻委員 1点目の進捗状況について、今のところ、問題なく順調に進められるということですので、より安全に、皆様方のご厚意をしっかりと酌みながら進めていただきたいと思います。

それから、2点目の集客に関する仕掛けについて、県は、例えば学者や大学の先生、あるいは県庁の職員の皆さんでやっつけてしまおうとする。ところが、そこだけでいいのかと常に思っています。なぜ、その周辺の関係団体等をお願いされないのかと、強く思っているのです。先日、ご縁があり、奈良交通株式会社の社員会で、私がしゃべらせていただく機会がありました。「天理にこんな立派な芸術家村ができます、ぜひとも皆さん方にお世話になりながら、たくさんの修学旅行生や団体の皆さん方をご案内をしていただきたい、私どももしっかりといいものをつくっていきます」と申し上げたら、「そんなことは一切知らなかった。いつ、どこにできるのですか、そんなものがあつたのですか」という状況です。奈良交通の皆さんがそうと言っているのではなく、県民の皆さん方は、まだこの段階であるということを申し上げています。このことを、県に申し上げると、「そんなことはありません、奈良交通と話している」と。全職員とだったのかどうか、私はそこを聞きたい。そういうレベルではなく、でき上がってからより、でき上がる前から話題性を持つていかないと、非常に厳しいのではないかと思っています。

6月の本会議でも申し上げましたが、天理のシャープ株式会社の工場では、全盛期には5,500名の従業員の方が働いておられました。食堂は1階と2階にありました。私も社員食堂でいただきましたが、2時間半、午前11時から午後2時ごろまで、順番に皆さん方が食事に来られる、あの多くの皆さん方を一堂に見たときに、奈良県にこれだけの人が住んでいるのか、働いているのかという大変な感動を覚えました。今は、残念ながら研究機関となりましたが、されど900名の方がおられます。また、その研究機関に対して、

全国からいろいろな皆さん方が出入りをされてますので、せっかく天理まで来られて、あの名阪国道沿いの天理工場へ来られたら、ぜひとも芸術家村に寄って見て帰ってくださいと、わずか2.5キロメートルではないですか。そういう仕掛けをしていかななくてはならないと、申し上げています。

それと、シャープの皆さん方にお話をしたときに、それなら県も考えてほしいですと、これだけいい施設がつくられるのならば、私どもはご承知のとおり、そういう物をつくっている会社ですので、せっかく芸術家村をつくれるなら、村民の皆さん方の住民カードをつくれませんか。この住民カードをつくれることによって、県内の、例えば文化会館など、いろいろな施設に行けば、いろいろな動向や、皆さん方のデータが取得できます。そういうことまで県が考えられていることはないと思いますけれども、これから先を見込んだら、そういうことも考えていかれてはどうでしょうかという提案もいただきました。私がきちんと、そういう方向性も含めて県にお伝えしますと言いましたが、天理大学もそうです。図書館に来られる方もそうですが、まず、ともかく来ていただくということをお願いをしたいと思います。

それから、芸術家村について、学校の先生の団体と意見交換会をしました。生徒に来てもらうにはどうしたらいいかという話をしたら、一つのものに特化するやり方がいい、今の若い子は、やはりダンスと音楽ですと。だから、しっかりとそこでダンスを踊って、音楽が聞ける、そんな施設の一角をつくれたらどうですかと、あそこ行けば、存分に歌って、踊っても迷惑をかけない、ならば、場所的にも県内一円から通ってくるでしょうと。ああ、なるほどなど、私は、それも大変いい勉強になったと思って、今、その意見の開陳をしているところですが、高等学校の野球大会は、甲子園で有名ですが、音楽の甲子園と言われているのが、東京の普門館というのはもうご承知のとおりです。あの音響がすばらしい、あるいはいろいろな施設がすばらしい。私もそれを見せていただくまでは、都の施設か、国の施設と思っていましたが、普門館は民間の立正佼成会の施設です。それを思ったときに、やはりこうして努力していただいたら、それだけのものがあると、そういう仕掛けをぜひとも考えていかなかったら、なかなか難しいと思います。

その辺のことを強く申し上げて、やはり周辺の皆さん方も巻き込んでいく、そんな芸術家村の成功と、それからの運営をお願いを申し上げたいと思っています。芸術家村については、要望と意見の開陳ということで、次に入ります。

次に、観光に対してのいろいろな取り組みや、いろいろな施設ができることは、大変あ

りがたいし、いいことだと喜んでいてる面がありますが、やはり奈良県の場合は、団体旅行や修学旅行をたくさん受け入れていかななくてはならないと思っております。残念ながら、奈良県は、これからホテルができてきますが、高級ホテルでグレードが高かったり、それはそれなりの評価があるのですが、どうしても団体を受け入れる施設、ホテルが少ない。

先日、総務警察委員会の県内調査で、奈良少年刑務所跡地のホテル運営について、法務省から来ていただいて、教えていただきました。団体客の皆さん方も入れる、そういうグレードをつくっていただけるかと質問したところ、それも用意するとおっしゃっていただいて、グレードの高いホテルと団体用のホテルができ、非常にありがたいと思っておりますが、この前、起工式がありましたが、県営プール跡地にホテルができます。そして、2,000人入れるコンベンション施設ができることは、大変素晴らしいと思います。これで全国大会が開かれるということになります。その皆さん方の宿泊に、大阪や京都に行っていたかからないためにも、団体客の受け入れについて、前向きに考えていかななくてはならないし、取り組んでいかななくてはならないと思います。

修学旅行に奈良へ行っても、JTBや日本旅行やエージェントは、生徒の安全や先生の負担を少なくするために、1つの宿泊施設で全員泊めたい。3つも4つも5つになると、安全上やいろいろなところで大変ということをおっしゃっておられます。そのことを含めて、しっかりとした仕掛けをしていかななくてはならないと思うのですが、その点について、どのように考えておられるのか、お伺いします。

○森田観光局長 田尻委員からご指摘いただいた団体旅行等の受け入れに関する取り組みです。

一にも二にも、宿泊施設をふやしていく、そこに重点をかけていくことに尽きるのではないかと思います。おかげさまで、外資系のホテルができたことをきっかけに、奈良を宿泊施設の投資先として、マーケットとして見る事業者が確実にふえてきています。高級ホテルだけでなく、田尻委員ご指摘の選択肢をふやすためには、シティーホテルや、ビジネスホテル、200室前後のそういう施設の数をふやしていく。そのためには、市町村と連携して、適地、候補地を地道に発掘する作業が必要になると思います。現時点で、奈良市とも少しずつ情報交換を始めているほか、南のほうでは、橿原市、桜井市、それから最近では、葛城市、御所市でも、公有地も含めて、適地を探していこう、情報共有しようということになっていますので、できれば、向こう10年、20年の間に、団体が泊まれるような200室くらいの中規模ホテルの数を相当数ふやしていくように、しっかり取り組ん

でいきたいと考えています。以上です。

○田尻委員 森田観光局長から、しっかりと心して取り組んでいただくという決意をお伺いしました。

それとともに平城宮跡に平成30年3月24日に平城宮跡歴史公園が新しくオープンします。その中には、飲食施設や交流館もできますが、私も、担当セクションに対して、奈良らしい料理をつくるのはいいのですが、修学旅行の皆さん方が食事をとっていただける、そういう適正価格のメニューも入れてください、そこで食事をとることはできないとならないように要望したところですので、泊まるどころ、食べるどころ、見るどころ、これは3点セットだと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

それに関連してですが、実は、JR西日本のおおさか東線が、2019年の春に開業します。このことによって、JR関西線の久宝寺駅から新大阪駅まで直通列車が走るようになります。JR奈良駅から王寺駅を通過して、直接新大阪駅へ入ることが路線としては可能になってきます。天王寺駅へ行って、環状線を通って、大阪駅、新大阪駅というと、かなり遠いイメージで、時間がかかるということになりますが、これが直通で参ることになれば、奈良から新大阪まで、わずか1時間もかからないぐらいで着くのではないかと思われるのですが、この点について、観光対策として、観光局、あるいは関係部署で、そういうことに対する取り組みや情報のキャッチ等々含めて、今日までなされているのか、その辺はいかがでしょうか。

○山中観光プロモーション課長 JRおおさか東線についてのお尋ねでした。

観光局の取り組みですけれども、これは従来、交通関連事業者とる調整をしています。今回のおおさか東線は、どのような効果があるか、やはり新幹線からの距離が非常に縮まる。これまで新幹線からは、新大阪へはバス等で時間がかかっていたところが、短縮できるという非常にメリットを感じています。そういう意味では、JR西日本といろいろ打ち合わせも進めていますし、また、九州方面からも、誘客の効果が非常に期待できるということもありますので、一昨年からは、九州のJR西日本のプロモーションにも一緒に参加させていただき、奈良のPRをしっかりと努めているところです。これからはしっかりと、協議について進めていきたいと考えています。以上です。

○田尻委員 いろいろな情報も含めてしていただいているということで、安心しましたが、この線ができることによるJR西日本の奈良への取り組みは、具体的に何か提示があったのでしょうか。

○山中観光プロモーション課長 今のところ、協議中ですので、具体的なところについては、申しわけありませんがお話する内容はあります。以上です。

○田尻委員 山中観光プロモーション課長にお話をすることができませんと言われると、私もここでお話ができなくなり議論がかみ合わなくなるのですが。

○山中観光プロモーション課長 JR西日本としても、奈良県への誘客に非常に期待をされています。これまで、京都方面であったものが、デスティネーションとして奈良がより候補地として高まるということですので、そこに向けての旅行商品づくり等々について、具体的に進めていきたいというご提案を頂戴しています。以上です。

○田尻委員 観光プロモーション課長の立場からするとそういう答えになるとは思いますが、私が聞き及んでいること、あるいは知り得ていることを含めて申し上げますので、そうなりますようにぜひともお願いします。

JR西日本の新しい観光戦略として、奈良から直通で新大阪へと、こんな構想があるように聞き及んでいます。このことによって、今まで、新幹線を利用されても奈良へ行かれなかった方を、新大阪から直接奈良へ、そんな構想を考えておられるように聞き及んでいますし、内々ではいろいろな時刻表のシミュレーションをしているという話も聞いています。

それから、きのうの予算審査特別委員会でも申し上げましたが、JR西日本の役員の方々が、「天皇陛下や皇族の方が京都へ来られて、近鉄にお乗りになって奈良や橿原神宮へ行かれます。奈良にJRも走っているのにと、そんな思いでいつも数分間お迎えして、お見送りをしています」という話も聞きました。

そういう思いもあるのかと、そんなことも考えていますので、ここは大事な路線だと思いますし、王寺駅を中心とした、西和地域の大きな拠点になると思っています。ぜひともこのラインをしっかり押さえていただきたいのと、新快速になりますと、40分か45分で新大阪へ行けるようになると思うのです。その辺を十分押さえていただきたいとお願いして、次の質問に入ります。

最後の質問ですが、時代はハイブリッドカーから、PHVの自動車、次は、水素へと移り変わっています。先日、関西広域連合議会が滋賀県庁で行われ、関西広域連合議会の本会議の中でも、これから水素ステーション、あるいは水素を中心としたエネルギーの世界へ入っていくので、取り組んだらいかかと、こんな話がある議員の方がされました。兵庫県知事の井戸関西広域連合長は、「まさしく時代が来たなと思っています。実は選挙の後、

私の公用車は水素自動車を買わせていただきました。大変快適です」という、そんな答弁をされていましたが、奈良県としての、これからの考えや取り組みについてお伺いします。

○宇都宮エネルギー政策課長 水素ステーションの設置に向けた取り組みについてのお問い合わせです。

まず、県としての具体的な方針は、今は定めているわけではありませんが、昨年度来、国で、下水道施設を利用した水素ステーション、水素の利用についての検討を国土交通省が主体となってやっています。検討会へ本県も参画し、第二浄化センターをモデルとしたモデルケースのシミュレーション等を行っていただきました。ただ、水素自動車の普及状況等から、まだ初期段階ですので、実際に事業者が採算ベースに乗れるのが、2030年以降ぐらいではないかという見込みになっています。

今、当課においてもっと小規模のものができないか検討していることもあり、各事業者、いわゆるメーカーとの意見交換等を行っている状況です。

○田尻委員 いろいろな角度から問題点はクリアしなくてはならない、費用的なものも含めてたくさんあると思いますが、時、時代の流れですし、環境や文化財、歴史を大事にする奈良の中では、これから先、早い段階で必要だろうと認識しています。

熊本県庁県議会へ参りますと、県庁の中に水素ステーションができていました。大変驚き、詳しい話を聞きましたが、ぜひとも奈良県でも考えていかななくてはならない。去年でしたかトヨタの水素カーのMIRAIがこの県庁へ参りました。大変な人気だったらしく、県庁の皆さんが我先にと乗られたようですが、トヨタにお伺いしますと、実は充電ステーションが2億円かかります。県庁の皆さん方に乗っていただいて、奈良県で普及ができるように、ぜひとも2億円をかけて充電ステーションをつくってください、そんな思いがあって持ってきましたとおっしゃっておられました。そのことも含めて、やはりこれからの時代に、しっかりと取り組んでいただきますようお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○田中委員 事前の通告をしていませんが、きょうの論議を聞かせていただき、ふだんから思っていることをお話しさせていただきます。

今、田尻委員が水素自動車のことをおっしゃられました。先般、自治体学会で山梨県へ行ってきたのですけれども、向こうのバス会社の方は、自前で水素を燃料としたバスを走らせることを試みたとおっしゃっておられました。奈良県も、酸性雨の問題や、文化財への影響もあり、あまりディーゼルはいい影響を与えないことも事実のようなので、今、

田尻委員は、実際すぐ利用する側の立場でおっしゃられたのですが、私は、自治体そのものがいいのか、関西電力がいいのか、ほかの化学会社がいいのか、それは別として、奈良県はダムがあって、川には水が流れている。ダムで電気ができるのです。一日のうちに何時間かは必ず余剰電気が起きているのです。発電したものが100%都市で消化されているということでもない。こういう余剰になっている資源がたくさんあって、それを水素にしたら銭もうけできるという資源があります。それを奈良県がなぜ使わないのかという思いがして仕方がない。大都市は、高速道路や港湾飛行場をつくって金もうけしますと、いろいろなことで努力をして、税収を確保することを頑張っておられる。必ずしも全部、うまくいって大きく財政を支えているというわけではありませんが、奈良県にもそういう資源があるのです。60%なのか、70%なのか、100%なのかはよくわかりませんが、そういう施設を使って、余剰の資源でぜひやればよいと思って提案したいのですが、個別にお話ししてみますと、どうのこうのと難しそうな話ばかりされますので、改めて、委員会の場でお話しさせていただくほうが大切かと思って申し上げました。すぐに答えの出る問題ではありませんが、吉野だけに限らず、ほかのところでも余剰の水がどんどん流れていますので、水素をつくって銭もうけしたら、これからの資源は電気と水素だという時代になりつつあるわけですから、積極的な前向きの論議をしていただければと思います。

それから、太田委員のところでは学校の耐震化の問題がありました。私は、以前に、教育委員会に対して、耐震化を途中でやめてしまった学校があるので早くしてほしいと言うと、耐震化の工事については期間が終わったので、これからの取り組みはないとおっしゃられたので、それはおかしいでしょうとお話し申し上げて、対応をお話ししたわけですが、その後具体的な動きがあるのかなのか教えていただきたい。

その前に、文化財保存課で考えている（仮称）国際芸術家村における文化財の定義は何か、基礎的な知識をお尋ねします。例えば外国の文化財も、奈良で協力して修復してあげるとか、かつて中東の問題もありましたが、タイだったか、ラオスだったか、石の文化財を市内の石材業者が修理に行かれたり、いろいろなことで支援や協力したりしているのですけれども、国際とつくからそういうことを含めて、なさっていかうとしているのか。そうしたら、文化財って一体何だろうかと、そこがよくわからないと思いましたので、文化財とは、どのようなことを指しているのかを、基礎的な知識ですが、教えていただきたいと思います。

エネルギーは今、答えを求めても、すぐ答えが出ないと思いますから、学校の耐震と文化財と答弁をお願いします。

○中西学校支援課長 高等学校の耐震化についてです。

平成25年度から平成29年度まで、耐震整備集中期間として取り組んできました。田中委員ご指摘のように、100%に至っていない現状です。重立った理由としては、これまで耐震化を進めるために、補強工事に対応してきましたが、コンクリート強度の関係から、補強工事では耐震性を確保できない建築物もあります。そういったものについては、ほかの工法なり、改築で対応しなければならないという点です。

この改築を含めた対応で今後も耐震化を進めてまいりたいと考えています。進めるに当たっては、高等学校の適正規模、適正配置の検討も踏まえて、工事手法や実施スケジュールを検討しながら、早期の耐震化の完了を目指して取り組んでまいりたいと考えています。以上です。

○尾登知事公室審議官兼地域振興部次長 文化財修復等のご質問をいただきました。

まず、文化財については、文化財保護法の中で、指定文化財、登録文化財がありますけれども、分類的には建造物、美術工芸品、古文書、埋蔵文化財、民俗芸能的なものと多種にわたっています。今回の文化財修復・展示棟においては、県の文化財保存事務所が行きますので、当然建造物になります。建造物に関する人材養成や、奈良県のたくさんの建造物についての学習を深めていただくことを考えています。

美術工芸品ですけれども、これについても、美術品、例えば仏像などの修復というものがどのようにされるのか、奈良県は国宝、重要文化財を多く持っているところですので、そういったものがどのように修復されているか、実際にされている方にお越しいただいて、作業していただくとともに、こういった道具を使っているのかなどについても学習をしていただきたいと考えています。

古文書や民俗芸能の関係についても、現在、どのような団体があって、横の連携ができるかについても調べています。そういった方々に、芸術家村に来ていただいて、いろいろなことができるように考えているところです。

埋蔵文化財についても、国際芸術家村整備推進室長の答弁にもありましたけれども、天理市文化財課と連携をして、出てきた遺物の整理についての展示を行っていかうということです。幅広く文化財についてということですが、国宝、重要文化財の扱いはデリケートなところがありますので、文化財修復・展示棟においては、県指定、市町村指定、また未

指定もありますので、広く歴史文化資源という捉え方をしているいろいろな展示や体験、人材養成などをしたりと考えているところです。

なお、海外でのお話がありましたけれども、ユネスコ・アジア文化センターと連携をしていくこととしています。ユネスコ・アジア文化センターにおいては、毎年度、海外からの考古学、または建造物に関係する技術者を招聘して、研修をしていただいていますので、このユネスコ・アジア文化センターに移転をいただければ、そういった事業についても、芸術家村で展開するということで進めていきたいと考えているところです。以上です。

○名草文化財保存課長 尾登知事公室審議官からも答弁がありましたように、我々文化財保存課では、文化財保護法に基づき、日ごろの行政を行っています。文化財保護は、保存と活用が法的にも規定されており、両輪であります。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、その他について保存と保護を図っているところです。

今年度、文化財保護法の改正の動きがあります。我々もこの改正の状況を見きわめながら、この施策のあり方について考えています。以上です。

○田中委員 学校の耐震化の問題で、学校の再統合の問題とは別個に質問させていただいて、方針を打ち出していただきたいとお約束を願ったわけですがけれども、今のお話はその答弁を翻したと理解すべきなのでしょうか。それとも、前回のこの発言に対しての答えの内容は変わっていないと受けとめていいのでしょうか。私にはわからないので、もう一度お尋ねします。

それから、文化財保存の問題ですけれども、現在、榎原考古学研究所がいろいろな形で文化財保存に関して作業もしていただき、活躍していただいているのですけれども、そちらとの仕事の整合性というのはどういう形になるのでしょうか。

○中西学校支援課長 先ほど答弁させていただいた学校の最適化の検討を経てというのは、改築で対応する場合について、最適化の議論の結果も踏まえた上で、その規模等を検討しなければならないという点です。田中委員ご指摘の、最適化の議論とは別に耐震化はきちんと進めるべきではないかということですがけれども、それに関しては、補強にかわる工法として検討、研究をしているのですが、現時点では、まだそれを見出すことはできていない状況です。例えば新たに建物全体を免震化するという工法も考えられるのですけれども、その場合ですと、改築と変わらないほどの工費が必要になってくるので、現時点では適当な工法を見出せていないということです。引き続き、検討させていただきたいと考えています。以上です。

○尾登知事公室審議官兼地域振興部次長 榎原考古学研究所との関係についてご質問をいただきました。

今回の（仮称）国際芸術家村の中の文化財修復・展示棟については、いろいろな文化財を扱うということで、ある意味、ガイドンス的施設という位置づけを考えています。県内には、当然、榎原考古学研究所や万葉文化館などの文化関係の施設は、より専門性が高いところだと認識していますので、そういったものについては、当然、ガイドンス施設で県内にもこういった施設がありますとご案内をさせていただき、それぞれのところで理解を深めていただくという連携をとりたいと考えていますし、先ほど天理市の文化財課が入ると申しましたけれども、考古学の関係については、当然、榎原考古学研究所がありますので、遺物の整理等については、榎原考古学研究所に協力をいただくということで進めたいと考えています。以上です。

○田中委員 耐震の問題については、答えが大体いつごろまでに出ると考えたらいいでしょうか。何年も引き伸ばされるのは、あまり芳しいことではないと思いますので、あえてもう一度お伺いします。

それから、榎原考古学研究所との関係で、旧室生高等学校に保存用の施設と作業用の施設をおつくりいただいて、大いに稼働していただいていることと思いますけれども、全部国際芸術家村へ移ってもいいと思っているのだったら、早目にきっちりと言わないといけないし、榎原考古学研究所の作業場並びに保存の場所として位置づけは変わらないということであれば、それはそれで明確にされるほうがいいと思いますので、あえてお尋ねしました。

それと、金具関係などの、いろいろな業者の人に、芸術家村に入らせていただくということですが、それは、それぞれの事業者の作業場、工房の一部と考えていいのでしょうか。県内でも大勢の方が専門家として、文化財のために仕事しておられるということではありませんが、専門業者はほぼ決まっているという状況ではありますけれども、それをあえて、芸術家村の中へ入れて、修復保存業の指定業者だと、お墨つきがついた印籠を持っている、ここにいることがその印籠だという形につながっていくのかどうかとを感じるものですから、そういう常設の工房をそこに持つのだと理解していいのかを改めてお尋ねします。

○吉田教育長 過日の委員会でも、お答えしましたように、補強であれば、比較的に金額がかからない、改築であれば、大きな金額がかかる。だから、補強の学校は耐震をする、改築の学校はしない、そういった考えはもちろん持っていません。しかし、これからどの

ような高等学校づくりをしていくのかは、生徒減少も伴い、当然、A I の進展等の中で、高等学校がどんな人材を育成していくのか、奈良県としてどのような高校生を育てるのかということは、非常に大事なことであると思っています。教育内容をどうするのか、それから、教育環境をどうするのか、地域での学校の果たす役割は何なのか、どの地域にどのような学校を適正に配置していくのかを別の観点から考える、そういったことを、定例の教育委員会で、臨時の教育委員会をこれから集中的に月1回程度開催をしながら、未来の高等学校づくりについて考えていこうと決定しました。

なお、地域地域には課題もありますので、地域を3つぐらいに分け、そういった地域に対しても意見を聞く、教育関係者中心になりますけれども、そういった協議会を持つ。臨時の教育委員会を月1回程度開催する、それから、地域の協議会を持って、いろいろな意見を聞きながら、今後の高等学校づくりを進めていくということで、総論と各論があると思いますけれども、まず、総論については、平成30年2月の議会をめぐりに文教くらし委員会にも報告させていただき、新たな学校づくり等に進んでまいりたいと思っています。以上です。

○尾登知事公室審議官兼地域振興部次長 まず、橿原考古学研究所の室生の収蔵庫との関係ですけれども、今回の芸術家村には、収蔵するスペースがありません。あくまでも展示を主体とした形ですので、橿原考古学研究所の収蔵と、天理市文化財課の収蔵についてもそれぞれのところをお願いをしたいと考えています。これが1点です。

それから、中に工房を設けるという話ですけれども、これについては、仏像の修復、絵画等の修復がありまして、こういったことを専門に行っている団体があります。そういったところに、奈良県で発生した修復案件等を、奈良県の中で修復をしていただくということで考えていますので、必要性が生じたときに、その施設に来ていただいて、そこで修復作業をしていただくという形でやりたいと考えています。たくさんの工種があるため、全部の工種の作業を見てもらうことはできませんので、まず、文化財修復・展示棟においては、仏像や絵画の修復についてできるように考えていますし、そのほかの工種のもので実演をしていただけるものがあれば、ほかの施設での展開も考えながら、体験事業という形で考えているところです。以上です。

○田中委員 吉田教育長が答弁してくださったのでびっくりしたのですけれども、約束は約束として守っていただくことを、もう一度申し上げておきます。

文化財の修復については、東北の震災の後も、業者の方なり、N P O など奈良県の関係

機関の方が、文化財の修復に随分とご貢献していただいたようですし、そういう技術の発展や、継承は大いに進めていただきたいと思いますので、改めて、よろしく申し上げます。

○清水副委員長 通告している案件もあれば、通告していない項目もありますので、よろしく申し上げます。

まず、天理にできる（仮称）奈良県国際芸術家村整備事業についてです。これだけ委員の皆さんから疑問点や問い合わせがあるということは、初期段階から、そのコンセプトについて、県としてこういう方向でやると我々議員にも伝わっていない結果ではないのかということをもまず申し上げて、私自身が、これはどうなのかということをも1点ずつ確認をさせていただきたいと思います。

まず、この今回補正される8億8,624万7,000円の内訳について教えてください。

○大山国際芸術家村整備推進室長 補正予算8.9億円の内訳です。

施設の建築工事費が8億2,000万円、駐車場設計等で約7,000万円という内訳です。以上です。

○清水副委員長 総事業費が95億円でそのうち、この8億幾らが1カ所の棟だけのもので済むのかが、まず、不思議だと思っているのです。以前に、桜井市のNAFICセミナーハウスについて、図面の提出を求めたのですけれど、出していただけなかった。今回も同じなのですけれども、非常に大きな額を補正するに当たって、何の図面もないというのは一体いかがなものかと思えます。

今あるのは建築パースだけですか。建築パースを描く人は、基本的な図面がなければ、建築パースを描けないのです。こういう形で進むということを決めたのであれば、基本設計のもとになるものは必ずあるはずなのです。ですので、それをこの委員会に提出できないのかと思っているのですが、それすら提出できないのかについて、お伺いします。

○大山国際芸術家村整備推進室長 基本計画におけるイメージパースのことかと思えます。基本計画については、昨年12月に総務警察委員会に報告させていただき、公表した資料です。その中で、建物の基本的な配置、あるいはその建物の基本的な平面のものをご公開させていただき、それに基づいたイメージ的なパースを出させていただきました。

○清水副委員長 では、細かくなりますけれども、1点ずつ確認します。

まず、今回設置される国際芸術家村並びに、隣にできる道の駅、それらの施設の管理者

は誰になるのですか。

○大山国際芸術家村整備推進室長 施設の管理者については、昨年の基本計画の段階で、指定管理の利用料金制が望ましいという方向性は出ていますけれども、複数の施設もありますので、今年度運営主体の検討を進め、来年以降、決めていきたいと考えています。以上です。

○清水副委員長 基本的には、道の駅の建築物、それから芸術家村の修復・展示棟等については県の費用でつくり、指定管理者制度で運営をしていくという理解でよろしいですか。

○大山国際芸術家村整備推進室長 はい、県で整備するということです。

○清水副委員長 当然、こういう大きいものをつくる場合、水道の施設や、前にも聞いたと思うのですが、下水をどこに流すのかということがあります。それらについては、天理市の上水、あるいは公共下水が、既にそこにできているのですか。

○大山国際芸術家村整備推進室長 ただいま、造成の開発申請をしており、その中で天理市と協議中です。下水排水についても、天理市と協議中で、接続の要請をしています。

○清水副委員長 ということは、その水道施設あるいは下水の施設についても県が設置するという理解でいいのですか。

○大山国際芸術家村整備推進室長 はい、そちらのほうを予定しております。

○清水副委員長 県がやるということですか。

○大山国際芸術家村整備推進室長 はい。

○清水副委員長 開発に伴うものは、全て県が負担するという理解でいいのですか。

○大山国際芸術家村整備推進室長 開発及び建物設計等の用意をしており、平成32年に完成を目指し、その事業については県で行うということです。

○清水副委員長 再確認しますが、それぞれの管理すべき施設は、県がつくって天理市に寄贈するということですね。例えば、公共下水が目の前に通っていないときにどうするのかといえば、これは開発事業者負担なのです。その部分については県がつくって天理市にお渡しするので管理してくださいという手続をとるのかを尋ねています。上水道も全く一緒に、開発事業者がやって、新しいものが必要であれば、そちらの負担です。そうしないと、天理市の負担ということはありませんので、それもこの95億円の中に含まれているのかを聞いています、お願いします。

○大山国際芸術家村整備推進室長 給排水施設の管の接続状況についてのお尋ねかと思えます。その接続状況について、今手元に資料がありませんので、別途ご説明させていただきます。

きたいと思います。

○清水副委員長 こんな基本的なことがわかってなくて、どうやって説明できるのですか。もしもそこに下水がなかったら、つくらないといけないではないですか。それを県がつくるのか天理市がつくるのかということでしょう。普通に考えたら天理市はそんなことはしません。自分のところの会計を使って、県の施設に対して、つくりに行きますなんてことを言いますか、普通は言いません。そこはどうなっているのですか、その費用もこれら95億円に含まれているのかということを知っています。目の前が国道25号です、ところがそこは調整区域だから、公共下水は入っていないだろうと思っているのです、私は。わかりませんか。

○大山国際芸術家村整備推進室長 今回の接続等の費用について、分担金についても、積算の中に入っています。以上です。

○清水副委員長 建設にかかわるもの全て県が行うという理解でいいですか。今、分担金とおっしゃったので、建設負担金として天理市に支払いをして、天理市につくってもらうのですか。そういう決め事はまだできていないのですか。もう造成工事が始まっているのに、それができていないなんてあり得ないではないですか。

○大山国際芸術家村整備推進室長 ただいま造成設計中で、造成工事については、年度内の着工を目指して、ただいま調整しているところです。

○清水副委員長 答えになっていない。きちんと答えてください。天理市の税金を使うのか、事業者として県の費用とするのか簡単な話をしています。それがわからないということはないでしょう、恐らく最初に天理市と取り決めをしているのではないですか。違いますか。

○小泉委員長 どうですか。きちんと答弁できますか。

○一松副知事 事実関係についてのお尋ねなので、通告いただければお答えできることだったと思います。一旦休憩を入れて、お時間をいただければお答えできると思います。

○小泉委員長 どうですか。

○清水副委員長 そうですね。それでは、小泉委員長、私から休憩を求めて、再度再開をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○小泉委員長 それでは、午前12時を過ぎていますので、午後1時から再開することにします。

12:07分 休憩

13:02分 再開

○小泉委員長 それでは、ただいまから会議を再開いたします。

質問者も答弁者も簡潔明瞭によろしくお願いします。

それでは発言をお願いします。

○清水副委員長 では再度、(仮称)奈良県国際芸術家村整備事業の総合事業費95億円の中に、天理市の上水道あるいは天理市の公共下水道に接続される費用についてもこの事業予算内の枠の中に入っているのかどうか、そのご答弁をお願いします。

○大山国際芸術家村整備推進室長 給排水の負担金等の予算がこの95億円に入っているかというご質問かと思えます。

この95億円の中には入っていません。

○清水副委員長 入っていないのですか。

○大山国際芸術家村整備推進室長 はい。

○清水副委員長 入っていないということは、どういう処理を今後されていくのか、その方法についてお伺いします。

○大山国際芸術家村整備推進室長 給排水の管は、隣接する国道25号まで来ており、そこと接続するところが残っています。その接続に当たる費用等について、現在、管径等決まっておきませんので、改めて積算して予算をお願いすることになります。

○清水副委員長 この事業用地の目の前は国道25号です。その前には現在、入っているのですか。国道169号には入っているけれど、国道25号には入っていないという理解でいいのですか、どちらなのですか。

○大山国際芸術家村整備推進室長 国道25号に入っています。

○清水副委員長 ということは、前面の道路まであるので、そこから場内への接続についてはという理解でいいですね。わかりました。

では、いろいろな重要なものを預かる機会もあると理解しているのですが、奈良県の大和平野に東縁断層帯があるのですけれど、この断層帯の真上に事業箇所があるのです。こういうことは多分事前にご存じだと思いますので、現状、どういう調査をされているのか教えていただきたいと思えます。

○尾登知事公室審議官兼地域振興部次長 今回の整備に当たって、そこが東縁断層帯に当たっていることは既に承知をしています。その部分について耐震対策をどうするか、建築

設計の中においても、どれだけの耐震設計をするか今、耐震基準に基づいての設計をお願いをしているところです。

当然、断層帯の近くにありますが、南側には池もありますので、地盤がどうであるかが重要な点ですので、その辺については、平成28年度において地質・ボーリング調査を行っています。敷地内において、ボーリング15本を入れ調査をしているところで、池に近いところは、どうしても地下に水が入ることがありますので、現在、その建築に当たっても、その部分での遮水、いわゆる水を防ぐ部分が必要だということで、今、設計して検討をしているところです。以上です。

○清水副委員長 ですから、私が申し上げたのは、最初に、基本的な調査も含めた簡易な図面でも結構ですから下さいと。審査の根拠となるものがないのにどうやって予算を審査するのかと最初に申し上げたわけです。セミナーハウスするときも同じ話をさせていただいたが、結局は図面が出てこない。それでは、我々が本当に審査したのですかと、県民の方は見られている方もいらっしゃいます。あなたたちは本当に審査をしたのかとなるではないですか。ですから必要な資料は事前に下さいと申し上げているわけで、今、尾登地域振興部次長がおっしゃったように15本のボーリング調査されているのであれば、その土質性状がどうなのか、その断層帯がどのあたりに入っているのか、これは物すごい関心事ではないですか。今のこの幅の広い絵をわざと描きましたが、この付近にあるということはおわっているわけですよ。それでは、断層の位置を特定する試験はされましたか。

○尾登知事公室審議官兼地域振興部次長 断層の位置を特定するまでの調査はしていません。

○清水副委員長 事前にわかっているので、ぜひともやっていただきたい。もしくは、京都大学の防災研究所へ行けば、既にお持ちのデータもあると思います。土木職の方もいらっしゃるんで、どういう調査をすればわかるのかは皆さん、ご存じです。目の前が道路なので、若干通行止めをして弾性波探査をすれば、どこにあるか明確にわかるのではないですか。そんなにめちゃくちゃな費用がかかるとは思いませんので、そういうことも含めてきちんとやった上で、この委員会の中でこうですということを知らせるべきではないかと私は思います。

基本的なことをまず委員会に出していただきたい。それができていないのに予算オーケーだとかいうのは、乱暴だと思います。前回から反対をしている理由の一つに、場所がこの場所でないといけない理由が見つかりません。なおかつ断層帯の真上にあるかもしれな

い。そこに重要な構造物をつくって95億円も税金を投下する、それが正しいのかどうかを判定できませんので反対しますと前から申し上げています。今、ファシリティマネジメント室で、ほかの県有資産についても有効利用をする場所を検討されているのではないですか。この程度の面積であれば、ほかの場所でもできるのではないかという思いがありますし、駅から近い場所でもない。なのに、なぜここにとするわけですか。またこの件については改めて知事に総括審査で聞きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

では、民俗博物館についてお聞きします。民俗博物館の経費が、総額約9,300万円余り、その中で人件費が5,500万円、運営費が3,500万円余り、活性化事業としては70万円しかついていない。総額で400万円プラスになっています。ふえていることはいいのですが、そのふえた中身が人件費であれば、余り大した増額ではないと思います。今後のことも含めて、今、公園緑地課といろいろ協議をされていると思いますので、今後の民俗博物館を古民家群も含めてどういう利活用をされていくのか、この点について伺います。

○谷垣文化資源活用課長 古民家を中心とした大和民俗公園、民俗博物館の今後の活用やあり方を考える場合に、古民家の維持管理を適切に行うことが大前提だと考えています。現在、維持管理面においては、必要に応じ、順次応急的な修繕を行っているところですが、今後の古民家の維持管理に向け、どのような取り組みが必要であるか、また修繕の優先順位、経費等についての調査を現在、実施しているところです。

また、古民家を活用した現在の取り組みとしては、かまどを活用した料理イベントや住居部分での琴や三味線、民謡などの音楽イベント、民話の朗読会などを実施しています。参加者からの感想や調査結果と現在の取り組みの内容をよく検討して今後のあり方の案をまとめていくということで、作業を進めているところです。以上です。

○清水副委員長 私もたまに見に行ったりするのですが、入り口にある臼井家を一番よく使っていて、そこでボランティアの皆さんも含めていろいろな活動をしていただいている、これは本当に結構なことだと思います。フィルムコミッションの話もありますので、もう少しきちんと整備すれば、もっと違った使い方があると思いますので、ぜひとも検討をお願いしたいと思います。要望しておきます。

次に、代表質問で質問をしましたが、私立高等学校の無償化について再度確認をさせていただきます。総務警察委員会でも議論があり、再度の問いになりますけれども、奈良県が来年度に向けて、その請願の中身をどのように具体実現化していこうとされてい

るのか確認をさせていただきたいと思います。

○川上教育振興課長 先日の清水副委員長からの代表質問で、知事から答弁をさせていただいたところです。昨年12月に請願が採択され、その願意は大阪府と同等の高等学校の無償化を行い、全ての奈良県の子どもたちが家庭の所得格差にかかわらず教育の機会均等が図れることを請願するとなっていました。これを踏まえて、大阪府と同等の制度が本県に導入できるのかどうか。主には、いわゆる授業料等の徴収の上限を、大阪府では上限を定められて、それ以上は取ってはだめですよと、いわゆるキャップ制と言われていますが、この分について、まずは本県にどうかということを検討させていただいたところですが、先日知事が答弁させていただいたように、本県にそれを導入するのはなかなか困難ではないのかという結論を一つ得たところです。

ただ、奈良県の子どもたちが、いわゆる所得格差にかかわらず教育の機会均等をという願意もありますので、それについてどのような制度がいいのかは引き続き検討させていただいて、今度の2月定例県議会で制度それから必要な予算について、ご提案をさせていただきたいと考えているところです。以上です。

○清水副委員長 この少子化対策においてもそうですし、奈良にお住まいの方が大阪府内の私学に行かれるときに幾ばくかの補助が出ている、それは承知はしているのですけれども、逆に大阪から奈良に来られるときは、大阪府が補助の対象にしているかということは、そういうことはないわけですので、逆にその奈良の学校のすばらしいところをよくご存じの方が他県から来られているのが実情だと思います。

だから、それをよしとするのではなく、奈良県内の優秀な皆さんも含めて、授業料の心配をすることなく奈良県の私学に通える、これが一番ベストだと思いますので、そのキャップ制導入のことについては当然いろいろな議論があるとは思いますが。ただ、そこばかりを主に考えると、本来のその請願の趣旨である、低所得者の方も皆さんも含めて同じ教育の土俵にあるべきだと思いますので、今、川上教育振興課長から2月とおっしゃいましたが、常にその進捗を報告していただきたいと思いますので、また12月定例会でも、ここまでだったらできるということも含めて、改めてまた報告をいただきたいと思いますので、よろしく願いをしておきます。この件については、教育振興課長、本当に必死になって頑張ってください。

それでは、戻って申しわけないのですが、先ほどの、(仮称)国際芸術家村の中のホテル誘致の件がまだ進んでいない、実体化していないというお話だったと思うのですけ

れど、スケジュール感とその募集する際の要項であったり、基本的な条項についてどのように考えておられるのか、改めて紹介をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○尾登知事公室審議官兼地域振興部次長 ホテルの誘致の関係については、今年度、産業・雇用振興部で、いわゆるどういったところに遺構があるかといった調査をしているところで、そうしたものをまとめた上で、どういった形で要項ができるかについて、今年度そして来年度に向けてという形で検討していくという工程です。以上です。

○清水副委員長 募集の方法も含めて、どういう形態で提案できるかも含めて多分検討されているのだと思います。ただ、先ほど図面を見せましたけれど、相手にとっては物すごい不利益なことがここにあるわけです。そういうことを最初に知らせておかないと、もしも何も知らないうちに応募して、実はこんなものがありますと言ったら、犯罪に等しいというふうになってしまいますので、そんなことにならないように事前の調査は本当に慎重にやっていただきたいと申し上げて、私からの質問は終わります。

○小泉委員長 ほかに質疑はないですか。

これをもって地域振興部、観光局、水道局、教育委員会の審査を終わります。

では、1時30分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。